

< 株券等貸借取引に関する留意事項 >

野村證券株式会社

1. 株券等貸借取引の基本的仕組みに関する事項

- 担保の有無とその取扱い

→弊社は、お客様に株券等貸借取引における無担保取引のリスクをご理解いただき合意を得た上で、無担保にて借入します。

- 契約形態や締結方法

→民法第 587 条による消費貸借契約です。

「株券等貸借取引に関する基本契約書」

「株券等貸借取引に関する基本契約書」付属覚書

「株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」

を締結いただいた上で個別取引を約定します。個別取引の都度、個別取引明細書を交付します。

- 貸借期間満了前の株券返還の可否

→付属覚書(1)第 10 条に記載されております。中途返還を不可とする条項がついた個別取引(2)を除き、貸出株券に対するお客様からの返還請求は期間中いつでも可能です。また、弊社からの返還申込み期間中いつでも可能です。

(1): 付属覚書とは、「株券等貸借取引に関する基本契約書」付属覚書を指しています。

(2): 中途返還を不可とする条項がついた個別取引の場合、個別取引明細書に以下の取引条件が記載されます。

当初合意した期間はお客様・弊社共に中途解約ができないものとする。

但し、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

両当事者が別途合意した場合、もしくは貸出者及び借入者のいずれか一方に基本契約書第 10 条又は付属覚書第 12 条の事由が発生した場合。

下記の対象銘柄の株式を上場している日本国内の全ての金融商品取引所において当該株式の上場が廃止される場合。なおこの場合、貸出者はその公表日の翌営業日以降、借入者に対して本取引において貸し付けた株券等の全部の返還を請求することができるものとし、かかる請求があったときは借入者が返還日を指定できるものとする。

また、借入者は対象銘柄の株式を上場する取引所がなくなる日の直前の営業日を返還日として、本取引において借り入れた株券等の全部を返還することができるものとする。

- ・ **貸借期間満了前に株券を返還する際の手続**

→付属覚書第 10 条に記載されております。市場環境によっては別途対応することもございますが、原則ご連絡いただいた日から 4 営業日以内に返還します。なお、株券返還に伴い中途解約の明細書をお渡しします。

- ・ **貸借料の計算方法等と支払時期**

→付属覚書第 5 条に記載されております。日々貸借時価総額に対し計算、月末締め合計金額を翌月 10 日(当日が営業日でない場合は前営業日)にお客様の弊社における保護預り口座に入金します。

2. 株券等貸借取引に伴うリスクに関する事項

- ・ **弊社の破綻などにより株券の返還が履行されないリスク**

→貸出株券は、「分別保管」の対象外なので投資者保護基金の対象外となります。

そのため、弊社が破綻した場合にはお客様からお借りした株券を返還できない可能性があります。無担保取引のリスクに関しては付属覚書第 19 条をご参照下さい。その場合、お客様の債権は一般債権者と同等の取扱いとなります。

弊社の直近1年間の四半期ごとの経営状況と財務状況、自己資本比率等は弊社ホームページ(<https://www.nomura.co.jp/>)上でご覧頂けます。

3. 株券等貸借取引による株主の権利義務に関する事項

- ・ **株券等貸借による株主権等の権利の喪失に関して**

→お貸し出しいただいている間は、株主権等はお客様の手を離れることになります。権利確定日にお貸し出しいただいている場合、お客様は議決権を行使できません。株主優待や株主総会の案内も受け取ることができません。また、配当金も支払われません。但し、配当金については弊社が配当金相当額をお支払いします。当該金額はあくまで配当金相当額であり配当金ではありませんのでご注意ください。配当金確定後、配当金相当額をお客様の弊社における保護預り口座に入金し、「配当金相当額計算書」もお渡しします。

- ・ **株式分割の際の権利について**

→貸出株券に株式分割があった場合は、効力発生日より分割後の株数をもって当該株券等にかかる個別取引の貸借数量とします。但し、端株が生じた場合はその時点の時価相当額(時価×株数)を現金でご返却します。

4. 株券等貸借取引に関する税制等の取扱いに関する事項

- ・ 配当金相当額、貸借料の税務処理

→個人のお客様が株券等貸借取引を通じてお受取りになる貸借料・配当金相当額は「雑所得」になります。

原則として確定申告の際に申告をいただきます。法人のお客様につきましては、貸借料・配当金相当額は一般には営業外収益として計上します。配当金相当額は益金不算入制度の対象外になります。詳しくはご担当の会計士・税理士等とご相談ください。

また、株券等貸借取引の対象となるご保有株式について、直接お客様に配当金が支払われる場合、当該保有株式の長期保有/短期保有の区別は、ご担当の会計士・税理士等とご確認ください。

5. 大量保有報告制度に基づく開示に関する事項

金融商品取引法により、借入株券を含め保有株式の比率が5%を超える場合は大量保有報告を行うことが義務付けられており、報告内容は金融庁により公表されます。報告内容には株券貸借取引も含まれ、弊社は報告義務発生日時点で開示対象となった銘柄の発行済み株式数の0.1%以上にあたる株数を貸借した先を大量保有報告書に記載します。貸出株数が発行済み株式数の0.1%以上にあたる場合、貸出者であるお客様のお名前や貸出株数が記載される可能性がございます。また、大量保有者に該当するお客様については、お貸出・ご返還に際して大量保有変更報告書の提出が必要になる場合があります。

2021年1月15日改訂